

平成25年5月14日（火）

枚方市議会 全員協議会 記録

枚方市議会全員協議会記録目次

平成25年5月14日（火）

出席議員	1
出席理事者	1
案件名	2
開議宣告（午前10時17分）	3
全員協議会の傍聴並びに撮影を許可する旨の三島孝之議長の発言	3
案件1 談合問題にかかる総括について	3
竹内 脩市長の説明	3
長沢秀光総務部長の説明	5
本件に係る質問は平成25年第2回定例会の一般質問で行う旨の三島孝之議長の発言	8
散会宣告（午前10時44分）	8

枚方市議会全員協議会記録

平成25年5月14日（火曜日）

出席議員（34名）

1番	榎本正勝	13番	高橋伸介	25番	鷺見信文
2番	前田富枝	14番	鍛冶谷知宏	26番	三島孝之
3番	田口敬規	15番	丹生真人	27番	野村生代
4番	石村淳子	16番	藤田幸久	28番	大塚光央
5番	広瀬ひとみ	17番	大地正広	29番	榊田義則
6番	堤幸子	18番	上野尚子	30番	福留利光
7番	手塚隆寛	19番	山口勤	31番	大橋智洋
8番	木村亮太	20番	岡林薫	32番	八尾善之
9番	岩本優祐	21番	有山正信	33番	西田政充
10番	清水薫	22番	大森由紀子	34番	堀井勝
11番	岡沢龍一	23番	千葉清司		
12番	池上典子	24番	松浦幸夫		

出席理事者

市長	竹内脩	子ども青少年部長	水野裕一
副市長	奥野章	環境保全部長	岩田勝成
副市長	梅崎茂	環境事業部長	森元利彦
教育長	南部一成	都市整備部長	池水秀行
上下水道事業管理者	西尾和三	土木部長	小山隆
病院事業管理者	井原基次	公共施設部長	戸野谷伸夫
理事	大西正人	上下水道局水道部長	谷本秀樹
理事	木村和子	上下水道局下水道部長	
理事	戸田克稔		片岡実
理事	脇田隆男	市民病院事務局長	川村一
行政改革部長	奥誠二	教育委員会事務局教育次長	
政策企画部長	岸弘克		高井法子
市民安全部長	佐藤伸彦	教育委員会事務局管理部長	
総務部長	長沢秀光		君家通夫
財務部長	北村昌彦	教育委員会事務局学校教育部長	
地域振興部長	宮本勝裕		石田義明
健康部長	人見泰生	教育委員会事務局社会教育部長	
福祉部長	分林義一		西口俊通

案件名

1. 談合問題にかかる総括について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下 寿 士	事務局課長	沖 卓 磨
事務局次長	五 島 祥 文	事務局課長代理	吉 田 章 伸

~~~~~

(午前10時17分 開議)

○三島孝之議長 ただいまから全員協議会を開き、談合問題にかかる総括について、理事者の説明を聴取します。

○三島孝之議長 初めに申し上げます。

本協議会の傍聴並びに報道機関による撮影は、議長においてこれを許可します。

なお、本会議場に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる傍聴を許可します。御了承願います。

○三島孝之議長 談合問題にかかる総括についてを議題とします。

○三島孝之議長 理事者から説明を求めます。竹内市長。

○竹内 脩市長 本日は、全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日の案件といたしましては、談合問題にかかる総括についての1件を予定させていただいております。

本件については、平成25年3月議会の冒頭あいさつにおきまして、第2清掃工場建設工事に係る談合事件の刑事裁判に関し、前市長の上告を棄却する旨の最高裁判所の決定がなされたことから談合事件についての総括を行い、しかるべき時期に議員の皆様にご説明させていただく場を設けさせていただきたいとの方針を明らかにさせていただきましたことから、本日、全員協議会を開催していただき、報告させていただくものであります。

なお、配付させていただいております資料につきましては、後ほど総務部長から説明させていただきます。

第2清掃工場、すなわち現東部清掃工場の建設工事を巡る談合事件については、平成19年5月29日の市役所への強制捜査に始まり、その後、当時の副市長、市長が逮捕され、起訴されるといった事態に至りました。

私は、このような市政の混乱の中で、前市長の辞職を受けて市長に就任し、今日まで市政への信頼回復のために全力で取り組んでまいりました。そして、その取り組みが評価され、2期目の市政を任されたものと考えております。

さて、談合問題の総括についてであります。これについては、お配りさせていただいております全員協議会資料の表紙をおめくりいただいたところに、表裏1ページとしてまとめさせていただいておりますので、こちらをごらんください。

まず、1点目としましては、第2清掃工場建設工事に係る談合事件をどうとらえるのかということであります。

大林組・浅沼組共同企業体は、以下JVと申し上げますが、第2清掃工場、現東部清掃工場建設工事を落札するに当たって、株式会社大林組、株式会社浅沼組、鹿島建設株式会社及び佐藤工業株式会社の各談合担当者により、順次、同JVの受注に向けた話し合いが行われており、かかる話し合いは、刑法第96条の3第2項所定の談合に該当すると認定されますので、第2清掃工場建設工事に係る業者間の談合が行われたことは、事実として重く受け止める必要がございます。

しかしながら、この談合事件に関係して、本市職員の逮捕、起訴といったこともありませんでしたし、この談合事件に関与したとして刑事責任が問われていました事務方のトップであった小堀前副市長についても無罪判決が確定しており、これらのことは行政側の事務執行

上のプロセスに談合が入り込んでいなかったと言えると考えております。

一方で、中司前市長については、前市長が参加して株式会社大林組による本件工事の受注を容認する発言をしたメトロ会談が本件談合に及ぼした影響はかなり大きなものがあった、市政の最高責任者としては、その職務上、当該不正行為（談合）を極めて容易に阻止し得る立場にあったと言え、かかる行動を行わなかったこともまた、本件談合の成立推進に大きく寄与した等が認定され、談合の共謀共同正犯として有罪判決（懲役1年6月、執行猶予3年）を受けており、このことは市長としての職務執行の在り方が問われたものと考えております。

また、この談合により本市が被った損害については、民事訴訟法第248条を適用し、本件契約の請負代金額の約5%に相当する3億円であると認めるのが相当であるとされていますが、一方で、JVは、本件契約書第47条1項に基づき、本市に対し賠償金5億8,380万円を支払い済みであることから、本市の損害は全額補填されているものとされました。

このように、談合による本市の損害は全額補填されているとされたものの、第2清掃工場建設工事において談合が行われ、この談合によって本市に損害が生じたことを重く受け止める必要があると考えております。

また、今回の談合事件では、行政側の事務執行が適正に行われていても業者間の談合が行われていたということであり、このことを教訓として、今後とも本市の事務事業の執行に談合が入り込まないように、さらには談合自体が行われなように、一層の取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、2点目としましては、前市長に支給しています退職手当をどのように取り扱うかがあります。

前市長の退職手当の取り扱いに適用されることとなります市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例（平成19年枚方市条例第29号）第3条等におきましては、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該在職期間について支給したその者の退職手当の全額を返納させることができるとされていますことから、前市長に退職手当の返納を求めるに当たっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたかどうかの判断が必要となるところであります。

前市長の刑事裁判の判決内容に鑑みますと、退職手当2期目分に関しましては、平成11年12月末ごろに前市長らが行ったメトロ会談がこの談合事件の端緒となっていることが認められていること、また、3期目分に関しましては、前市長等が共謀の上、平成17年10月20日ごろから同年11月10日ごろまでの間、大阪府下またはその周辺において、JVに第2清掃工場建設工事を落札させることで合意し、入札の公正な価格を害する目的で談合したものであることが認められていることから、在職期間中の行為に係る刑事事件に該当するものとして、前市長に対して2期目分及び3期目分につきまして返納を求めていく必要があると判断するものであります。

3点目として、第2清掃工場建設工事において談合が行われたことを受けての今後の取り組みについてであります。

前市長、元市議らの刑事裁判や住民訴訟を通じて、第2清掃工場建設工事において談合が行われたこと、前市長がこの談合に関与したこと、さらには、この談合によって本市に損害

が生じたことが認められており、このことについては真摯に受け止める必要があります。

このような事件を二度と起こさないよう、今後も外部有識者からの提言に基づき構築した談合防止対策を着実に実行し、さらには、外部からの不当な働きかけに対して、毅然たる姿勢で対処することができる人づくり、組織作りを進め、公正で清潔な市政の推進に向けあらゆる努力を払うことにより、市民の信託にこたえていく所存であります。

以上をもちまして総括とさせていただきますが、最後に、本市は、現在、平成26年度の中核市への移行に向けて事務作業を進めており、今後、市民からより高いレベルの行政水準が求められるものと考えております。

自治体の仕事は、市民からの税を財源として公共サービスを提供することであるということと考えますと、あらゆる場面において市民の信頼を得られるよう、改めて職員一人一人に公務員としての責務、役割を自覚させるとともに、健全な市役所の組織、風土を構築するための総合的な取り組みを進めることにより、自治体としての枚方市のイメージを高め、都市間競争に勝ち残っていきたいと考えておりますので、今後とも市民の皆様、議員の皆様の一層の御支援、御鞭撻をお願いいたしたいと存じます。以上です。

○三島孝之議長 次に、長沢総務部長。

○長沢秀光総務部長 案件1 談合問題にかかる総括についての資料関係につきまして、御説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料番号といたしましてタックシールを張り、右上には通しでページ番号を入れております。

それでは、1ページ、資料1の(1)をごらんください。

この資料は、第2清掃工場建設工事に係る談合事件の経過と市議会への説明状況につきまして、平成19年5月の事件発生から、この談合事件に係る裁判関係が終了する本年3月まで、時系列でまとめたものでございます。

なお、太字の部分は、市議会への説明や市の対応を記載しております。

第2清掃工場、現東部清掃工場の建設工事を巡る談合事件は、平成19年5月29日、市役所への強制捜査に始まり、その後、同月31日に前副市長、同年6月4日には元市議会議員、さらに同年7月31日には前市長が逮捕、そして起訴をされ、同年9月10日には前市長の辞職という状況を迎えました。

刑事裁判の結果につきましては、3ページ、平成21年4月27日に前副市長の無罪判決が確定し、同年9月14日に元市議会議員の競売入札妨害(談合)及び収賄での有罪判決が確定し、前市長は平成25年2月4日の上告棄却により有罪判決が確定しております。

そのほか、2ページ中ほどに、この談合事件に関与した者として、平成20年1月11日に大林組関係者が談合あるいは贈賄での有罪判決を、同年12月10日に元大阪府警察官が談合及び収賄での有罪判決が確定しております。

次に、談合事件に関する市の対応状況につきまして、1ページの中ほどをごらんください。

本市では、談合事件の発生を受け、この談合問題に適正かつ的確に対応するため、平成19年7月17日に外部有識者で組織する第2清掃工場建設工事に関する調査委員会を、同月19日には庁内委員会であります第2清掃工場建設検証委員会を設置し、これらの委員会を両輪として談合防止対策の構築を進めてまいりました。

そして、2ページの中ほどになりますが、平成20年2月25日には、外部有識者による第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会から、「第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策について～これまでの検証結果の報告～」が市長に提出され、同年4月10日には、庁内委員会であります談合防止対策等検討委員会から、市長に対して、外部委員会からの提言を受けての「談合防止対策の構築に向けた取り組みについて」の報告が行われております。

次に、この談合事件に関する市議会への説明状況につきましては、1ページにお戻りください。

談合事件の発生後、市議会に対しては、折々に全員協議会の開催をお願いし、御説明の場を設けさせていただいておりました。

具体的には、平成19年度につきましては、6月7日、6月21日、2ページ上段の10月29日、平成20年2月27日の合計4回、平成20年度につきましては、9月17日、3ページ上段の平成21年2月25日の合計2回、平成21年度につきましては、6月15日に全員協議会を開催していただいております。

次に、住民監査請求並びに住民訴訟につきまして、1ページをごらんください。

平成19年9月10日、同月13日、そして、2ページの同年12月10日に住民監査請求が提起され、それぞれの請求が棄却されましたことから、平成19年12月6日及び平成20年2月29日に、合わせて3件の住民訴訟が提起されるに至りました。3ページの末尾になりますが、この住民訴訟につきましては、平成25年3月8日に原告の請求が棄却されたことで確定しております。

なお、2ページの平成20年2月5日には、大林・浅沼共同企業体（JV）から談合に係る賠償金として、契約金額の1割であります5億8,380万円が枚方市に納付されております。

続きまして、5ページの資料1の（2）をごらんください。

この一覧表につきましては、7ページから17ページまでに付けております談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況についての内容をまとめたものでございます。

7ページから17ページまでの内容につきましては、平成20年9月17日及び平成21年2月25日の全員協議会の場で報告させていただいておりますので、本日は勝手ながら説明を省略させていただきますが、その報告以降に時点修正がありました事項についてのみ御説明させていただきます。

13ページの下段をごらんください。

外部委員会から、（4）で予定価格の事前公表の検討が求められ、右端の進捗状況欄のとおり、平成20年9月の段階では、予定価格等の事前公表については、くじ引きによる落札の多発や応札者が積算を行わない可能性等の課題はあるが、職員等に対する不正な働きかけを防止する観点では大きな効果があるとして、予定価格の事後公表制度を維持したところでございます。

その後の制度改正の検討や他市の動向等も踏まえた結果、平成24年度からは、制限付き一般競争入札で執行する予定価格が1億円以上の建設工事について、予定価格の事後公表を試行導入し、平成25年度からは、制限付き一般競争入札で予定価格が250万円以上1億



円未満の建設工事の一部、2割に当たる部分につきまして、予定価格の事後公表の試行拡大をしておるところでございます。

続きまして、19ページ、資料1の(3)をごらんください。

この資料につきましては、この談合事件に関し、業者間の談合について、前市長の関与について、前副市長の関与について、また損害についてといった点を、刑事裁判及び住民訴訟において認定された事項をもとにまとめたものでございます。

まず、業者間の談合についてでございます。

前市長の刑事裁判において、⑤のとおり、大林・浅沼JVが第2清掃工場建設工事を落札するに当たっては、株式会社大林組、株式会社浅沼組、鹿島建設株式会社及び佐藤工業株式会社の各談合担当者により、順次、同JVの受注に向けた話し合いが行われており、かかる話し合いは、刑法96条の3第2項所定の談合に該当すると認定されております。

次に、前市長の共謀についての欄をごらんください。

前市長の刑事裁判において、①のとおり、前市長が参加して株式会社大林組による本件工事の受注を容認する発言をしたメトロ会談が本件談合に及ぼした影響はかなり大きなものがあった、②のとおり、元市議や元警察官の行動は、前市長の意向に何ら反したのではなく、少なくともその包括的な了解のもとに行われていた、20ページの⑥のとおり、市政の最高責任者としては、その職務上、同市発注の公共工事において不正行為が行われた場合には、それを市役所内外で問題化し、当該不正行為を極めて容易に阻止し得る立場にあったと言え、かかる行動を行わなかったこともまた、本件談合の成立推進に大きく寄与した等のことが認定をされ、最終的に、⑧のとおり、前市長については、自己の犯罪として本件犯行に加担したものと認めることとして、本件談合の共謀共同正犯と認めることができるとの認定を受けております。

次に、前副市長の共謀についての欄をごらんください。

21ページの文章中の①のとおり、全証拠に照らしても、前副市長と前市長、元市議及び元警察官との間で、第2清掃工場建設工事を株式会社大林組に落札させることについての具体的な謀議が行われた形跡はまったくうかがわれないこと、とりわけ、前副市長がメトロ会談における前市長ら関係者とのやりとりを具体的に知っていたことを示す証拠はなく、前副市長が、その際における前市長や元市議の意図を知り得たことを示す証拠も見当たらない、②のとおり、本件談合に加担することが、前副市長自身に特段の利益をもたらすわけではない、なお、これに反する検察官の主張は採用しがたいなどが認定され、最終的に、取り調べ済みの全証拠によっても、前副市長がこの談合を共謀したと認定することはできないとして、無罪が言い渡されております。

次に、損害についての欄をごらんください。

この談合事件に係る住民訴訟におきましては、株式会社大林組が入札段階において、限界まで削減した工事原価の見積額であると言われておりますER原価の額が税抜きで55億円であること、株式会社浅沼組が算出した、一般管理費を含まない最低限度の工事原価であると言われております限界ネットの額に、一般管理費として5%を加えた額が53億円弱であることなどの一切の事情を総合考慮し、民事訴訟法248条を適用して、本件談合により枚方市が被った損害は、本件契約の請負代金額の約5%に相当する3億円であると認めるのが

相当であるとの判断を受けております。

22ページ中ほどになりますが、大林・浅沼JVは、本件契約書第47条1項に基づき、本市に対し、本件賠償金5億8,380万円を支払い済みであることから、本市の損害は全額填補されているものと認められるとの判断を受けております。

続きまして、23ページ、資料2の(1)をごらんください。

この資料につきましては、前市長への退職手当の支給状況、返納請求額、今後必要な手続といった返納にかかわる事項についてまとめております。

まず、これまでの前市長への退職手当支給状況につきましては、任期ごとに記載しております。

次に、2の返納請求額をごらんください。

返納対象としましては、条例におきまして、市長に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者の退職手当の全額を返納させることができると規定されており、この条項に基づいて、前市長に対して2期目分、3期目分の退職手当の返納を求めていくものでございます。

次に、返納判断事由をごらんください。

2期目分及び3期目分の退職手当の返納を求めていく判断の根拠として、前市長の刑事裁判の判決内容を引用しております。

次に、24ページ、3の今後、必要な手続をごらんください。

まず、(1)としまして、退職手当の返納命令が行政手続法や本市行政手続条例に規定する不利益処分該当することから、前市長に対して意見聴取の機会を設ける必要があり、このため、前市長に対する聴聞を行います。

次に、(2)枚方市退職手当審査会につきましては、枚方市附属機関条例に基づくもので、この審査会の委員構成は5人以内で、選任区分といたしましては、(1)で公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者、(2)で当該審査に関し市長が適当と認める者とされており、具体には弁護士、大学教授等の学識経験者を考えております。

今後、市長より退職手当の返納を求める諮問を行い、審議の上、答申をいただき、その答申内容に沿って必要な手続を進めてまいります。

最後に、25ページには関係規定を掲載しております。

以上で、案件1に係ります資料の説明とさせていただきます。

○三島孝之議長 本件に対する御質問、御意見は、平成25年第2回定例会の一般質問でお願いいたします。

○三島孝之議長 以上で、本協議会の協議案件はすべて終了しました。

よって、全員協議会はこれをもって散会します。

(午前10時44分 散会)